

道路の管理協定（昭和五十三年十二月六日告示第八百七十二号）

最終改正:

改正内容:昭和五十三年十二月六日告示第八百七十二号 [昭和53年12月6日]

○道路の管理協定

昭和五十三年十二月六日告示第八百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十九条第一項及び同法第五十四条第一項の規定により、行政区域の境界に係る道路の管理等について、富山県知事と次のとおり協定したので、同法第十九条第五項の規定により告示する。

行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定

行政区域の境界に係る道路の管理及びその費用分担について、道路法(昭和27年法律第180号)第19条第1項及び同法第54条第1項の規定に基づき、道路管理者岐阜県知事(以下「甲」という。)と道路管理者富山県知事(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(協定の対象)

第1条 この協定の対象とする道路は、一般国道156号の岐阜県大野郡白川村大字小白川字大洞664番の1地先合掌大橋から富山県東砺波郡上平村大字楮字折戸野島239番地先火の川原橋までの区間(別添図面に表示する延長2,999.6メートルの区間。以下「協定対象区間」という。)とする。

(管理権)

第2条 次の各号に掲げる区間は、それぞれ当該各号に掲げる者を管理とする。

(1) 合掌大橋から小白川橋の手前までの区間(延長2,190.6メートル) 甲

(2) 小白川橋から火の川原橋までの区間(延長809.0メートル) 乙

2 前項の規定により甲又は乙が取得する管理権の内容は、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第5条に規定する一切の権限とする。

(事前協議)

第3条 甲又は乙は、協定対象区間の道路の重要な維持修繕及び災害復旧に関する工事を施行しようとするときは、あらかじめ乙又は甲に協議するものとする。ただし、災害復旧に関する工事で緊急を要するものについては、この限りでない。

(費用負担)

第4条 協定対象区間の管理に要する費用の負担は、次の各号によるものとする。

(1) 照明用灯具の取替、局部的補修、清掃、除雪、照明通信施設の維持その他の通常の維持修繕に要する費用 管理する者の負担

(2) 前号に掲げる以外の費用 甲、乙折半による負担

2 前項第2号の規定による費用の支払は、工事完了後その都度甲又は乙が発行する納入通知書により乙又は甲が支払うものとする。

(実施時期)

第5条 この協定は、昭和53年12月6日から実施するものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙おのおの記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

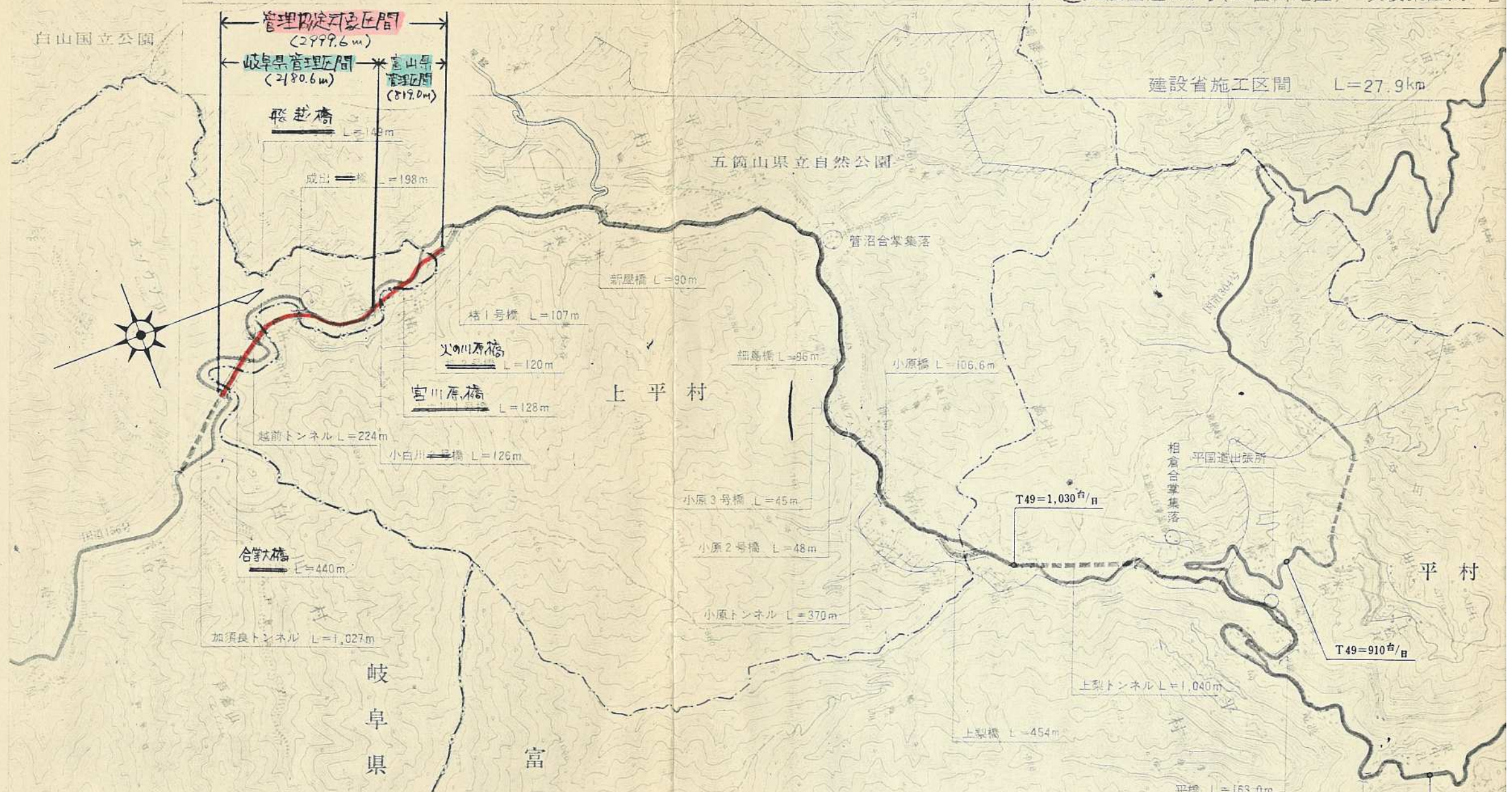
昭和53年12月6日

甲 岐阜県知事 上松陽助

乙 富山県知事 中田幸吉

(「別添図面」は、省略し、岐阜県土木部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。)

一般国道156号(五箇山地区)平面図



凡	例
都市計画区域	工業地域
第1種住居専用地域	工業専用地域
第2種住居専用地域	公園地域
住居地域	都市計画街路
近隣商業地域	一般国道
商業地域	主要地方道・一般県道
準工業地域	高速自動車道

(注) 庄川町、城端町の用途地域は予定を示す。